

公立那賀病院 地域連携室 設置要綱

1. 目的；

病院の地域連携室は、那賀医師会並びに医師会員の医療機関との間で、医療連携を推進することによって患者サービスの向上を図り、地域医療に貢献することを目的として設置する。この目的達成のため、医師会員からの紹介患者の受け入れ、施設・設備の共同利用、地域の医療・福祉機関への患者紹介、患者・家族への医療・福祉情報の提供等を行なうこととするが、その円滑な運営のためにこの要綱を定める。

2. 設置場所；

公立那賀病院本館 2階 地域連携室

TEL 0736-78-3892（直通）

FAX 0736-78-3373（直通）

3. 開設時間；

午前 8 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分（木曜日は午後 5 時 15 分まで、土・日・祝日および年末年始を除く）

4. 組織及び委員会；

- (1) 地域連携室に、室長 1 名、副室長 1 名、看護師、MSW、臨床心理士、歯科衛生士、事務員を置く。
- (2) 室長は副院長（診療部長）の職にある者をもって当てる。
- (3) 地域連携室運営委員会 を設置する。
 - (イ) 委員会は、次の職員並びに行政関係者、医師会代表をもって当てる。
室長、副室長、医局代表、事務局長、看護部長、地域連携室担当師長、外来師長、総務課長、医事課長、用度課長、地域連携室スタッフ、行政関係者（保健所所長）、医師会代表者
 - (ロ) 委員会の委員長は室長とし、会議の開催は必要の都度 委員長が招集するものとする。
 - (ハ) 委員会の庶務は、地域連携室において処理する。

附：業務内容およびマニュアル

5. 業務内容；

- (1) 那賀地域医療ネットワークの運営
- (2) 紹介患者の診療予約、紹介元への返信の援助等 院内各診療科、受付窓口との連絡調整
- (3) 地域の医療・福祉機関に関する情報の収集・整理
- (4) 患者・家族、医師・看護師等に対する医療・福祉機関情報の提供
- (5) 患者の退院や逆紹介の援助
- (6) 患者・家族に対する医療・福祉相談
- (7) 地域医師会等との交流の促進

6. 業務の具体的な内容及びマニュアル；

- (1) 那賀地域医療ネットワーク運用細則に係る業務
- (2) 紹介患者の予約受付について；
 - ① 「診療予約申込依頼書」で予約申込みを受け、担当医師と受診日を決め、「紹介患者様の予約通知書」を FAX し、予約を確認する。
 - ② 適切な担当医が決め難い時は、該当する診療科（科長又は看護師）と相談のうえ決める。
 - ③ 予約時間は、各医師に対する地域連携室予約枠に基づいて行う。
 - ④ 紹介患者の予約受付を行なった場合は、地域医療ネットワーク予約患者一覧により、当該診療科へ連絡する。
 - ⑤ 診療後の返信については、イ）患者が持参 ロ）外来からの発送 ハ）地域連携室からの発送 のいずれかの方法で行ない、病院での診療が継続する場合は、適宜返信されているか確認し、遅滞のないよう援助する。
- (3) 退院患者及び外来患者の医療・福祉機関への紹介について；
 - ① 病院での医療が終了したと判断される患者に対して、患者・家族、担当医師・看護師に地域医療・福祉機関の情報を提供するとともに、退院・転院が円滑に行なわれるように調整に

関与する。ただし、紹介患者については、紹介元への逆紹介に努めるものとする。

- ② 各診療科毎の紹介患者の状況を把握するとともに、紹介先の施設・機関に対する患者・家族からの評価情報の収集を行なう。

(4) 地域医療機関等への広報 と 交流の促進について；

- ① 病院の診療体制、特徴などの内容をパンフレット等に作成する情報を提供する。(総務課並びに広報委員会との連携)
- ② 地域医師会等との那賀地域医療ネットワーク連携会議を開催。

7. その他

この要綱に定めるものの他必要なことは、地域連携室運営委員会での都度協議して定める。

附則；

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 10 月 1 日 改定